

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、
売上の減少に直面する市内の事業者の皆さまへ

木
更
津
市

地域の元気 応援給付金

(中小企業者、農林漁業者等)

元気な地域を取り戻すため、応援給付金を交付します！

給付額

※①の要件に、令和2年1月から7月までの
間で該当する法人及び個人事業主

① 事業収入が20%以上減少の月があり、かつ
50%以上減少の月が無い場合（前年同月比）

10万円

② ①の対象者で、事業用として建物（又はその建物の底地）を賃借している場合

20万円

申請書類の入手方法は、裏面をご覧ください。

受付期間

令和2年10月31日（土）まで（消印有効）

木更津市経済部

木更津市地域の元気応援給付金のご案内

1. 給付対象者

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年1月から同年7月までの間において、前年同月比で事業収入が20%以上減少している月があり、かつ、同期間において、前年同月比で事業収入が50%以上減少している月が無い、以下の法人及び個人事業主（農林漁業者を含む）。

(1) 法人

- ① 申請日時点で、木更津市内に本社又は本店を有している。
- ② 令和2年3月以前から、事業収入を有しており、今後も木更津市内で事業を継続する意思がある。
- ③ 資本金の額（出資の総額、資本金の額または財産の額）が、10億円未満または、常時使用する従業員の数が2,000人以下である。
- ④ 組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が、個人または③に該当する者である。

(2) 個人事業主（農林漁業者を含む）

- ① 申請日時点で、木更津市内に住所を有する、又は主たる事業所を有している。
- ② 令和2年3月以前から、事業収入を有しており、今後も事業を継続する意思がある。
- ③ 事業収入が収入金額等の過半を占めている。

※以下に該当する場合は給付対象外となります。

- ① 既に本給付金の交付を受けている場合
- ② 「公共法人」である場合
- ③ 申請日時点で、「持続化給付金」または、「千葉県中小企業再建支援金」の対象要件を満たしている場合
- ④ 暴力団員等または、暴力団密接関係者である場合
- ⑤ 「性風俗関連特殊営業」または当該営業に係る「接客業務受託営業」を行っている場合
- ⑥ 宗教上の組織又は団体である場合
- ⑦ 以上に掲げるもののほか、給付金の目的から適切でないと判断された場合

2. 給付額

対象要件を満たす事業者のうち、事業用として賃借している建物（又はその建物の底地）の状況に応じ、以下の額を交付します。

- ① 賃借していない場合 10万円
- ② 賃借している場合 20万円

3. 申請方法等

- ・ 申請書類を下記から入手し、申請書等の作成のうえ、令和2年10月31日（土）（消印有効）までに、下記申請先へ郵送してください。
- ・ 申請書等を受付後、書類審査を行い、不備等がない場合は、速やかに振込を実施します。

「申請書類」の入手場所

- ・ 市ホームページ（右の2次元コード）
- ・ 市庁舎（駅前、朝日）、各公民館
- ・ 木更津商工会議所
- ・ 木更津市富来田商工会
- ・ 市内6漁業協同組合
- ・ 木更津市農業協同組合（中郷経済センター、富来田経済センター）



申請及び
お問合わせ先

〒292-8501 木更津市富士見1-2-1 市役所駅前庁舎

- 中小企業者向け ➔ 産業振興課（商工労政係） TEL 0438(23)8460
- 農林業者向け ➔ 農林水産課（農林振興係） TEL 0438(23)8444
- 漁業者向け ➔ 農林水産課（水産係） TEL 0438(23)8454

受付：平日8:30～17:15